

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。新元号を迎えることとなり、同時に暑さも日ごとに増し、弊社では5月からクールビズを開始しております。
見た目も軽やかに、これからの季節を乗り切って業務に励んで参りたいと思っておりますので、今後ともよろしく
お願い申し上げます。
今回は、今年の6月より見直しになります「ふるさと納税」について生田が担当いたします。

<ふるさと納税の見直しについて>

平成31年度の税制改正に盛り込まれたふるさと納税制度の最大の改正は、税金の控除を受けられる「ふるさと納税」の対象となる自治体を総務大臣が指定することになるという点です。

指定を受けることができる自治体は、次の2点をいずれも満たす自治体とされています。

- ・返礼品の返礼割合が寄附金の3割以下であること
- ・返礼品が地場産品であること

これまでは、多額の寄附金を集めるために高額な返礼品や、その自治体の特産品とはまったく関係のない品物を返礼品として送るケースが見られましたが、今回の改正により、地域と関係のない高額な返礼品を送る自治体へふるさと納税をしても寄附金控除の対象外となります。

※ 改正点

改正前：どの自治体にもふるさと納税をしても税額控除のメリットあり



改正後：指定外の自治体へふるさと納税をしても税額控除のメリットなし

ただし、

2019年6月1日以降に行ったふるさと納税から今回の改正が適用されます。

2019年5月31日までに行ったふるさと納税までは、今回の改正は適用されません。

5月31日までは高価な家電製品や金券などの返礼品を送る自治体にもふるさと納税を行っても税額控除のメリットがあります。

【新入社員紹介】

はじめまして。この度、入社致しました勝元と申します。

知識や経験はまだ浅いですが、日々努力し、親身になってお客様のお役に立てるよう、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350